

お知らせ

3/1
オープン

田村駅東駐輪場 定期利用の申込みを 2月12日(火)から受付けます!



- 【料 金】** 自転車 1か月：2,000円
3か月：5,700円
※1日利用の場合100円
バイク 1か月：2,800円
3か月：7,800円
※1日利用の場合150円
【利用時間】 午前5時30分～午後11時30分
【募集台数】 318台(先着順)
【受付場所】 田村駅東駐輪場管理事務所

お問合せは、長浜地域整備(株)(市民協働課内 ☎8711)へ。

TOPICS

市の地域産業活性化計画(基本計画)が国の同意を受けました

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(略称…企業立地促進法)に基づき、市の地域産業活性化計画(基本計画)が、国の同意を受けました。

これにより、市は、国の支援策を活用しながら、環境産業やバイオ産業、高度モノづくり産業の企業立地や事業高度化支援に取り組めます。

◆支援策の対象となる企業

新しく市内に事業場の新增設を行う企業、または、市内に立地している企業で新商品開発や新たな生産方式の導入、生産コストの大幅低減等生産性を高めるための設備増設等、事業高度化を行う企業。

◆支援内容

企業立地計画や事業高度化計画の承認を受けた事業者が、計画に沿った設備投資を行う場合に、特別償却の活用や人材確保のための支援等を受けることができます。

また、滋賀県をはじめ、長浜商工会議所や浅井・びわ両商工会、長浜バイオ大学、バイオビ

ジネス創出研究会など各機関・団体と連携を図りながら、企業立地や事業高度化支援に取り組むほか、長浜市企業立地促進条例に基づき助成金による支援等を行います。

税制上の特例措置

●企業立地促進税制

企業立地計画に沿った設備投資を行う事業者は、特別償却の活用が可能。
・機械など…特別償却15%
・建物など…特別償却8%

長浜市からの支援

●長浜市企業立地促進条例

- ①市長の指定を受けた事業者に対し、助成金を交付します。
・工場等立地促進助成金
・固定資産税額相当額に年次ごとの助成率をかけた額
・雇用促進助成金
・新規常用雇用者数に応じた額
- ②対象の固定資産税に対し、不均一課税が適用されます。

お問合せは、企業立地推進課(☎6520)へ。

市下水道排水設備工事

【必要書類】申請書と添付書類

- ◆添付書類
- ・成年被後見人、破産者、被保佐人でないことを証明する書類(身分証明書)
 - ・住民票記載事項証明書または外国人登録済証明書
 - ・申請者または代表者の経歴書
 - ・商業登記事項証明書と定款の写し(法人の場合)
 - ・営業所の付近見取り図、平面図、写真全景と事務所内の2枚
 - ・責任技術者名簿(様式第2号)
 - ・工事の施工に必要な設備や器材を有することを証する書類



施工指定業者の申請を受付けます

【手数料】1万円

【受付期間】3月3日(月)から3月12日(水)まで

【受付場所】上下水道課(東別館3階)

お申込み・お問合せは、上下水道課(☎1600)へ。

社会保険庁からののお知らせ

国民年金保険料の納付は口座振替の1年前納がお得!

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納(将来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があり大変お得です。

◆口座振替をした場合の保険料額

※平成19年度額で算出、平成20年度の保険料は2月に告示予定。

①1年分を前納した場合

(4月から翌年3月分までを4月末に振替え)
前納保険料額：165,650円 **年間3,550円お得**

②6か月分を前納した場合

(4月から9月分までを4月末に、また10月から翌年3月分までを10月末に振替え)
前納保険料額：83,640円×2回 **年間1,920円お得**

手続きは、口座振替を希望される金融機関または彦根社会保険事務所へ。

平成20年4月分から口座振替で前納を希望される場合は、2月末までに手続きをしてください。

クレジットカードによる納付が2月1日にスタート!

平成20年3月分から国民年金保険料のクレジットカードによる納付を開始します。納付方法は、毎月納付(割引なし)、1年分前納、6か月分前納の3種類です。1年分・6か月分前納の場合の割引額は納付書での前納と同額です。(割引額は口座振替の方がお得です。)

手続きは、彦根社会保険事務所または保険医療課へ。

予約制窓口相談

●第2土曜の年金相談

【と き】2月9日(土) 9時～15時30分
【と ころ】彦根社会保険事務所(彦根市外町169-6)

●1日社会保険事務所

【と き】3月19日(水) 10時～15時30分
【と ころ】長浜商工会議所2階
予約専用 ☎0749-23-5489

年金に関するお問合せは、彦根社会保険事務所へ。

●受給について
年金給付課(☎0749-23-1116)

●納付・免除について
国民年金業務課(☎0749-23-1114)

産業別最低賃金改正のお知らせ

【産業別最低賃金】平成19年12月21日発効

紡績業、その他の織物業、染色整理業、^{時間額}718円
その他の繊維工業

繊維工業(ねん糸製造業、織物業、網・^{時間額}696円
網製造業、レース・繊維雑品製造業)

ガラス・同製品、セメント・同製品、^{時間額}795円
衛生陶器、炭素・黒鉛製品製造業

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、^{時間額}775円
鑄鉄管製造業

一般機械器具製造業 ^{時間額}797円

電気機械器具、情報通信機械器具、電^{時間額}778円
子部品・デバイス製造業

自動車・同附属品製造業 ^{時間額}798円

計量器・測定器・分析機器、試験機、^{時間額}784円
光学機械器具・レンズ製造業

各種商品小売業 ^{時間額}727円

【滋賀県最低賃金】平成19年10月25日発効

滋賀県最低賃金 ^{時間額}677円

お問合せは、彦根労働基準監督署(☎0749-22-0654)、または滋賀労働局賃金室(☎077-522-6654)へ。

ワーク・ライフ・バランス推進企業を募集!

滋賀県では、「子育てしやすい職場」、「男女がともに働きやすい職場」など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでおられる企業を奨励・支援し、その取り組みを広く紹介するため、登録企業を募集しています。



【対象企業】

県内の「一般事業主行動計画」を策定している企業
※個人事業主や医療法人、学校法人なども対象となります。

【登録のメリット】

- ①県のホームページ・刊行物などによる取組紹介
- ②労働行政情報や各種セミナーの開催案内、子育て情報等の提供
- ③行動計画の実践や次回の行動計画策定支援のためのアドバイザーの派遣

お申込み・お問合せは、滋賀県商工観光労働部労政能力開発課(☎077-528-3751)へ。